

福島県環境教育等行動計画について

平成 26 年 2 月 6 日
生活環境総務課

1 背景

平成 17 年 3 月に策定した「環境保全活動促進のための環境教育の推進に関する方針（以下「方針」という。）」について、平成 25 年 3 月に「福島県環境基本計画」を見直したこと及び平成 23 年 6 月に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号）（以下「環境教育等促進法」という。）」が公布され、都道府県による行動計画策定の努力義務が課されたことなどを踏まえ、方針を見直し、「福島県環境教育等行動計画」として策定する。

2 第 1 部会で主に審議した事項

- 行動計画における環境教育の定義について
- 計画期間や指標の設定について
- 福島県環境創造センターの役割について
- ESD の考え方の推進について
- 放射線に係る記載や県が主語となるべき記載の文言の整理について

3 スケジュール

- 9 月 11 日 環境審議会（行動計画素案の審議）
- 11 月～12 月 パブリックコメント（行動計画案）
- 2 月 6 日 環境審議会（行動計画答申案の審議）
- 2 月中旬 環境審議会より答申
- 2 月下旬 行動計画策定